

日本側質問事項に対する回答

(質問1)

韓国では今回の電子税金計算書をはじめとして、税に関する電子化が、日本に比べて非常に広く普及されていると考えています。その理由として、電子化するに伴った税額控除などの恩恵を与えていると考えますが、税額控除の他、別の理由は何だと考えられますか？日本で税の電子化を普及するために参考にしようと思うので回答をお願いします。

(回答)

2002年度付加価値税申告から、電子申告を施行した後、現在韓国での電子申告は、完全定着段階に入りました。納税者に税額控除というメリットを施行初期からズームして、電子申告比率を増加させたことは否めないです。税額控除以外他の理由として次が挙げられます。

1. インターネット インフラの構築

経済協力機構(OECD)によれば、2001年度が17.2%、2002年が21.8%、2003年度が23.8%で、着実に普及率が増加しており、2008年度末、基準超高速インターネット普及率は24.9%(OECD会員国平均普及率10.2%の2倍水準)で、会員国中最高水準です。このように電子申告をするための環境整備が電子申告比率を増加させたと見えています。

2. 住民登録制度および事業者登録番号制度

韓国では、個人納税者の場合、個人の住民登録番号を利用して、国税庁コンピュータネットワークに接続が可能で、法人事業者の場合、すでに付与された事業者登録番号で、本人かどうかの確認して、国税庁のホームタックス サービスに加入することになります。

したがって、このような住民登録番号や法人の事業者登録番号が完璧に付与されていることで、電子申告が円滑に遂行されていると見られます。

3. 納税者の電子申告を税務士が直接行う

受任業者の税務代理をする場合、税務情報利用同意書を、事前に受任契約と同時に作成しています。したがって、受任契約になった場合、納税者の電子証明書を追加で提出する必要はなく、公認認証書だけで、電子申告が可能です。何よりも重要なのは、納税者の電子申告を直接するという点です。受任を受けた業者はすべて、電子申告をするように奨励しています。

(質問2)

電子税金計算書発行制度により、韓国税務士会としては、いかなるメリットがあって、一方、デメリットは何であると考えられますか？ 今回、韓国税務士会が電算法人の設立を準備していますが、セキュリティの面を含め、その現状と将来性に対する見解を聞きたい。

(回答)

1. 電子税金計算書発行制度にともなう韓国税務士会のメリットおよびデメリット

(1) メリット

ペーパー税金計算書発行による、現行税務士業界の業務は、資料受取後、ペーパー伝票入力作業を経なければならないが、電子税金計算書発行制度のもとでは、資料受取およびペーパー伝票入力作業が省略され、データ連動を通じた会計処理が可能になって、単純業務を大幅減少させることができます。

税務士業界の単純業務減少は、顧客取引先に対する良質の税務コンサルティング提供につながって、顧客に対する信頼性が、一層強化される効果につながると予想されます。

また、ネットワークを通じた税金計算書取得で、税務申告時、誤謬発生率を画期的に減少させて、業界の業務錯誤による紛争で発生する加算税負担を減少させてくれます。

(2) デメリット

電子税金計算書発行による自動連動記帳で、税務士業界の単純資料入力業務が減少することによって、顧客の手数料引き下げ要求が提起される場合、税務士業界の収益性が悪化することになる。

これとは反対に、法人の税金計算書、月締め切りにともなう税務士業界の相談頻度が増加して、業務量がむしろ増加することもあり、零細な法人の場合、税金計算書発行時、さらに多くの指導を必要として、業務量が増加することになる。

電子税金計算書制度の下では、月別取引を土台に、税金計算書を翌月10日まで発行しなければならないのに、単純発行の場合は問題がないが、事実関係が複雑な場合、または(一)税金計算書発行などの場合、より迅速・正確な判断が要求され、これによる税務士業界の原価上昇が伴うことになり、有効でない税金計算書発行による責任問題等で、納税者と税務士業界との争いが増加することになる。

2. 韓国税務士会の電算法の設立にともなうセキュリティおよび将来性 等

現在予想される年間電子税金計算書発行規模は6億件と推定され、これは1,200億ウォンの新しい市場になり、韓国内では約70社余りの業者が参加をしています。

後発業者として、競争に飛び込んだ韓国税務士会設立電算法人の(株)ハンギルTISは、単純な税金計算書発行だけでない、その次の段階の会計との連動を通じて、企業が実質的に必要とする付加価値税申告との連動はもちろん、もう一歩出て、税務士だけが提供できる特化された税務コンサルティングを提供する予定です。

電算法人の収益性のための1次課題である顧客確保は、顧客取引先と直接的に関連がある8,500人余り韓国税務士会会員税務士の人的財産を利用する計画であり、電子税金計算書発行業者で国税庁から認証を受けるためには、資料の保安等の色々な要件を整えてこそなる事項で、わが会の電算法人は、機能性、保安性、事後管理などの認証審査を無難に通過して、電子税金計算書発行にともなう機能、保安、事後管理については、問題点が全く発生しないだろうと予想しています。

総合してみれば、電子税金計算書発行市場は、国税庁の強力な意志で、その規模が拡大するしかなく、税務士業界は私たちの業務領域確保のための市場先行獲得のために、電算法人を設立したが、さらに重要なのは電算法人設立を通じて、取引先の大切な情報を税務士と税務士会が保護して、先導することができるし、電算法人運営を通じて、専門資格者として税務士の役割をつくることができる契機になるでしょう

(質問3)

2003年の税務士法改正時に弁護士・公認会計士に対する自動資格は廃止されず、税務士による名称の使用独占は勝ち取りましたが、この改正以降、実際に税務士として登録した弁護士・公認会計士は減少したのでしょうか？

(回答)

発表資料の中で、税務代理人の現況のうち(1)国税庁税務代理人登録現況で、2004年から税務代理人として登録した公認会計士については、2003年以前の税務士資格を有する公認会計士と2004年以降に合格した公認会計士の数が反映されており、弁護士については、2004年以降は2003年以前の税務士資格を有する弁護士が新規で登録した数として見る必要があります。2004年以降に合格した弁護士は、国税庁税務代理人として登録できません。

区分	資格士別総数		国税庁税務代理登録		税務士会登録	
	公認会計士	弁護士	公認会計士	弁護士	公認会計士	弁護士
2004年	7,886	6,888	5,740	428	151	26
2005年	9,267	7,693	6,447	515	157	26
2006年	10,137	8,425	6,819	549	159	24
2007年	11,068	9,226	7,221	586	155	25
2008年	12,191	10,174	8,030	620	159	24

表に見られるとおり、改正以後の国税庁税務代理登録は、公認会計士と弁護士の登録割合が直前年度比で毎年増加しており、全資格士比の税務代理登録の割合は公認会計士が2004年 72%、2005年 69%、2006年 67%、2007年 66%、2008年 65%となっており、弁護士は毎年平均6%程度の水準を維持しています。

2004年および2005年については、改正前規定が適用された公認会計士と弁護士が、公認会計士会と弁護士会の登録奨励を受け、公認会計士と弁護士の登録割合が一時的に多くなっていることが確認できます。

(質問4)

資料によれば、2003年度の税務士法改正以降、税務士として登録した弁護士には「教育関連義務規定」、「懲戒関連規定」、「業務(秘密厳守・信義誠実)規定」、「罰則規定」などの規定は適用されていないのでしょうか?

なぜ適用されないのでしょうか?

その結果、制度運営上の弊害が生じないのでしょうか?

今後、縮小・廃止の予定はありますか?

韓国ではさらに、「国税庁登録の税務代理人」、「税務士会登録の税務士」が存在しますが、制度運営上問題は発生しないのでしょうか?

(回答)

まず、2003年の改正後2004年以降に合格した弁護士は国税庁の税務代理登録簿に登録できません。また弁護士は、弁護士法第3条により弁護士固有の職務で包括的な法律事務の一環として税務代理を行えると主張し、税務代理人としての税務士法の適用や税務士会の権利及び義務を回避しています。

資格士が税務代理を開始しようとする場合、国税庁の税務士登録簿(税務士)、税務代理業務登録簿(公認会計士)に登録すれば税務代理管理番号が付与され、毎年税務調整チームを構成して国税庁に申請しなければなりません。2004年以降に合格した弁護士は国税庁の税務代理業務に関する事務処理規定により登録、管理番号の付与及び調整チームとしての申請ができません。弁護士が税務士資格を有しながら国税庁に登録できないため、一般的な税務代理業務(記帳及び税務調整など)ができなくなる問題があり、国税庁も頭を悩ませています。

弁護士に対する税務士資格の付与を廃止すべく税務士法の改正に向け取り組んでおり、税務士自動資格が廃止されれば、弁護士法により税務代理を行う場合は弁護士法でこれに関する規定を検討しなければならないでしょう。

一方、各資格士が税務代理を行う場合は、国税庁に登録する必要があります。2003年の改正以前の税務士資格を有する者と改正以降に税務士試験に合格した税務士は、税務士会の会員として登録するため二つの制度の運営上の問題はありますが、数次の税務士法改正により2003年以前の税務士資格を有する弁護士と公認会計士が改正以後の税務士として登録する場合、税務士法のすべての規定を適用すべきですが、法執行の実効性に問題があります。

韓国側質問事項に対する回答

(質問 1)

会計参与制度は、2006年5月、日本で初めて始まった制度として、この制度を内外に普及・育成するために、自主的に広報活動をするなど、全会員が努力しているが、今日この資料によれば、会社の顧問税理士が会計参与を兼ねている比率が92.7%と高くなっており、会計参与に対する月額報酬額が、10万円超過企業が20.5%にもなります。また、全国的に会計参与を設置した業者が、1,580社と推定されています。結局、企業が会計参与も設置して、税務申告時、書面も添付し、税理士に対するフィー(報酬)が増加する、すなわち報酬の2重払い的な要素があるので、この制度が定着拡大していないのではないかという考えを聞きます。これに対する見解を教えてください。

(回答)

会計参与に対する報酬については、10万円超の企業が20.5%である一方、10万円以下の企業は63.8%と調査対象企業の過半数以上の割合を占めており、その内5万円以下の企業の比率は39.7%となっており、一概に会計参与の報酬費用が高額であるとは言い難いと思われれます。

会計参与の報酬は、会社法により、定款にその定めがない場合は、株主総会の決議によって定めることとされており、報酬の額は、会社の規模、計算書類の保存・開示も含めた役務提供の度合い、責任の重さなどにより株主総会によって原則決められるものであります。

確かに会計参与制度を主に利用する中小企業にとっては、税理士報酬以外に会計参与報酬を負担することは、安易なことではないと思われれます。しかし、会計参与制度は、従来、商法特例法上の大会社(資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社)には、会計監査人(公認会計士・監査法人)による監査が義務付けられていたところ、中小企業にとって会計監査と業務監査(取締役の業務執行の適法性について監査を行う)の双方を義務付けられている監査役の確保は困難であり、会計監査人監査は信頼性は高いが、コストが高いという課題が指摘されていたことから、過度な負担なく中小企業の計算書類の信頼性を向上させるために、税理士等の会計専門家が取締役等と共同して計算書類の作成を行うことによりその信頼性を高める制度として創設されることになりました。

したがって、必ずしもコスト面の負担が重いとの理由によるものではないと考えております。

また、顧問税理士が会計参与を兼ねている比率が高いとの指摘につきましては、顧問税理士が積極的に制度PRを行ってきたことと、顧問税理士が適切に会計業務に対応してきた表れであると認識しているところであります。

ただ、会計参与設置会社が制度がスタートしてから3年余経過した現在において税理士登録者数約71,600名に比べて1,580社程度にとどまっていることについては、「中小企業庁アンケート調査結果」から分かるように、会計参与制度を知らなかったとする企業が26.4%となっていることから、決して制度の周知は不十分ではないというように考えています。したがって、やはり利用者である中小企業にとって導入に対する明確なメリットが見えにくいことや導入した場合の金融機関等のインセンティブがまだまだ導入の動機づけとなるまでには至っていないこと等があると思っています。

そこで、本会では、会計参与制度について、制度の周知から普及・定着段階にあるとの認識の下、その施策を検討し実施すべく、『会計参与普及推進委員会』を新たに設置して取り組んでいるところであります。

(質問 2)

日本の書面添付制度は、税務当局の税務調査前に、税務専門家の意見を聴取することで、税務執行の円滑化と簡素化に寄与し、同時に税務専門家の立場を尊重する非常に効率的な制度と認識されるところ、書面添付制度施行後、所得税および法人税分野で、書面添付および意見陳述によって、十分な説明が成り立ち、納税者に対する実地調査が執行されなかった比率がどの程度なりますか？

(回答)

平成18事務年度から平成20事務年度における法人税の書面添付、意見聴取並びに実地調査省略割合については、下表のとおりとされており、調査に係る事前通知前の意見聴取の結果、実地調査が省略した割合については、30%前後にとどまっています。

この原因としては、添付書面の具体的な記載事項が不足している、あるいは意見聴取の機会が積極的に活用されてこなかった、など税理士並びに税務官公署双方の本制度に係る立法趣旨の浸透が十分でなかったことが考えられます。

このことから、意見聴取を含む書面添付制度のより一層の普及・定着のため、平成20年6月13日付の日本税理士会連合会と国税庁における合意事項を受けて、日本税理士会連合会では、添付書面作成にあたっての留意点や基準となる「添付書面作成基準(指針)」が、国税庁では、調査省略通知の具体的な運用を明記した事務運営指針が、平成21年4月1日に制定されました。

本事務運営指針については、平成21年7月10日より実施されていることから、新たに導入された文書による調査省略通知割合に関する今後の動向も踏まえて、平成21年度の実績が注目されるところです。

なお、所得税に関しては、国税庁その他行政機関の統計等において具体的な実績が現時点で確認されないことから、本件に係る回答については、差し控えます。

税理士法第33条の2に係る書面添付割合(法人税)

事務年度		平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度
項目				
申告件数		2,787千件	2,799千件	2,794千件
税理士関与件数		2,414千件	2,434千件	2,438千件
書面添付件数		130千件	139千件	148千件
書面添付割合	/	5.4%	5.7%	6.1%
意見聴取割合		3.5%	3.4%	3.3%
実地調査省略割合		32.9%	29.3%	36.0%

(注)

1. 各事務年度の実績値については、各年7月から翌年6月末までに法人税の申告期限が到来し、申告書の提出があったものが対象とされています。
2. 意見聴取割合は、書面添付件数に占める意見聴取件数の割合を示しています。
3. 実地調査省略割合は、意見聴取件数に占める実地調査を省略した件数の割合を示しています。

(質問 3)

書面添付制度の施行が、税理士業界の収益創出に、どんな影響を及ぼしているのか、気になります。

もし、収益創出に寄与しているならば、これはすなわち、納税者の納税協力費用が増加するようになり、これによる納税者の不満や、他の意見があるのか教えて下さい。

(回答)

日本における税理士は、その社会的な役割を高め、ビジネスチャンスを増加させる一方で、税理士を取り巻くリスクも増大してきているのが現状であり、本稿の主題である書面添付制度を含めて、我々税理士は、納税義務者に対して、いかにして直接的なサービスを提供し得るか否かが社会から要請されることとなります。

したがって、税理士法に規定する税理士の権利である書面添付制度を実践することは、自らの収益創出のためではなく、高度専門家である税理士が業務水準と品質向上の観点から、独立した公正な立場において、その責務を果たすことを使命として作成することに本旨があります。

添付書面は申告内容の保証書ではなく、申告書の作成に当たって、その納税者に対して、我々税理士がどのような方法に基づいたか、また、税務上の問題点をどこまで検討したのか、関与の程度、そのプロセスというものを開示するものです。

税理士が本制度を積極的に活用することで、税理士による関与先納税者に対する適正な申告指導が充実し、結果として、実地調査の省略や簡素化につながった場合には、調査の受忍義務が回避あるいは軽減される利点を享受できることとなります。

これによって、関与先との信頼関係が強化されれば、関与先の維持増加につながるとともに、あくまでも副次的な効果ですが、高度なサービスの対価として顧問報酬が増額される可能性もあり、税理士事務所(税理士業界)の収益創出に寄与することも考えられます。

(質問 4)

書面添付制度は、2001年度に税理士法を改正時、適用範囲が拡充された後、毎年徐々に増加しているが、2007年度帰属法人税の場合、書面を添付した業者は5.7%に過ぎず、現在は醸成段階にあるといえます。

この比率を高めるために、日本税理士会連合会で対処している方法があるならば教えてください。

(回答)

書面添付制度は、平成13年の税理士法改正により飛躍的に拡充された制度となりましたが、先の回答のとおり、平成18事務年度における書面添付割合は5.4%と、税理士が積極的に実践しているとはいいがたい状況にありました。

そこで、平成19年3月23日、日本税理士会連合会は国税庁に対して「税理士法第33条の2に規定する書面添付制度の普及・定着に関する要望書」を提出し、「無予告による実地調査」の原則廃止、文書による調査省略の通知、意見聴取と実地調査との境界の明確化、添付書面様式の改善について求めました。

その後、日本税理士会連合会と国税庁の間に「書面添付制度の普及・定着に関する協議会」が設置され、書面添付制度の普及・定着が税理士の社会的地位の向上と信頼される税理士制度の確立に有用であること、また、結果として、税務行政の円滑化・簡素化にも寄与し、双方に大きなメリットがあることから、以外の要望が受け入れられ、平成20年6月13日に「書面添付制度の普及・定着」に係る合意が整いました。

合意事項は、添付書面様式の改善、調査省略通知関係、税務署職員及び税理士会会員に対する広報、国税局と税理士会並びに税務署と税理士会支部との協議を柱としています。

の添付書面様式の改善については、平成20年9月1日以降より、「收受印」欄及び「追加記載する事項」欄が加わった新様式が適用されることとなり、平成21年4月6日からは、国税電子申告・納税システム(e-Tax)でも、新様式での受付が可能となっています。

さらに、の調査省略通知については、本合意事項並びに協議会とWG(ワーキンググループ)における協議を踏まえて、日本税理士会連合会では、良好な添付書面の作成基準として「添付書面作成基準(指針)」が、国税庁では、調査省略通知に係る「事務運営指針」が、平成21年4月1日にそれぞれ制定されました。

これらの措置によって、良好な添付書面に係る意見聴取が行われた結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士又は税理士法人に対して「現時点では調査に移行しない」旨の連絡が原則として文書により行われることとされ、書面添付制度の運用面での環境が整備されました。

日本税理士会連合会では、書面添付制度の本格的な普及・定着と円滑な調査省略通知の実施に資するため、税理士会内における相談窓口、また税務署と税理士会支部間での協議会の設置を推進させるとともに、税理士会における研修会の開催や広報を通じて、書面添付制度を浸透させる様々な取組みが継続的に実施されているところです。

(質問 5)

今韓国でも、日本の書面添付制度とは程度の差こそあれ、中小企業中央会で、国税庁に「中小企業誠実申告検証制」という制度導入を強力に要請するために、今その案を用意するために、専門業者に外部用役(サービス)を依頼した状態で、近い将来、その研究結果が出るだろうと見えています。これについて助言する内容があれば教えて下さい。

例をあげれば、日本で実施されている書面添付制度中、長所として韓国側に伝達したい内容等です。

(参考:韓国の「中小企業誠実申告検証制(予定)」とは、税務調査方式の改善作業の一つとして、中小企業の場合、事前検証を受けることで、税務調査に替える制度です。)

(回答)

本稿に記載のとおり、税理士が書面添付制度を積極的に実践することは、昭和55年の税理士法改正において日本の「租税法律主義」と「申告納税制度」を具現化した、税理士法第1条の「税理士の使命」を実現することにあります。

租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るためには、申告納税制度の理念に沿った納税義務者の自発的かつ適正な申告と納税に立脚することとなりますが、独立した公正な立場において、納税義務者の信頼にこたえることができるのは、税務並びに会計いずれにも精通した高度専門家である我々税理士であります。

税理士と税務行政の本質的な役割は、税理士による納税義務者に対する申告指導の充実、そして税務行政においては、税理士を尊重する姿勢と税理士の厳正な申告指導を受けた適正な申告書を最大限に尊重し、申告の是認が、実地による調査の省略が、さらには適正な納税が、良心的で専門的な税理士の関与によって実現することにあります。

こうした立法趣旨に照らし合わせたとき、最も効果的にその役割を実現することができる手段は、書面添付制度を活用することであり、また正道であると考えます。

項目事項として、列挙すれば、

1. 税理士の業務水準の向上
2. 税理士の責任範囲の明確化
3. 関与先納税者との信頼関係の更なる構築
4. 税務並びに会計に関する高度専門家としての税理士の社会的地位の向上
5. 実地調査の省略による関与先納税者の受忍義務の回避あるいは軽減

などが挙げられます。

貴国における「中小企業誠実申告検証制(予定)」が、税務調査方式の改善作業の一つとして、中小企業の場合には、いわゆる「事前検証」が税務調査方式に代わるものということは、程度の差こそあれ、日本における書面添付制度に係る「実地調査の省略」と同様の効果が期待され、今後の貴国の成果に、日本における書面添付制度が良き指標となることを強く望みます。